

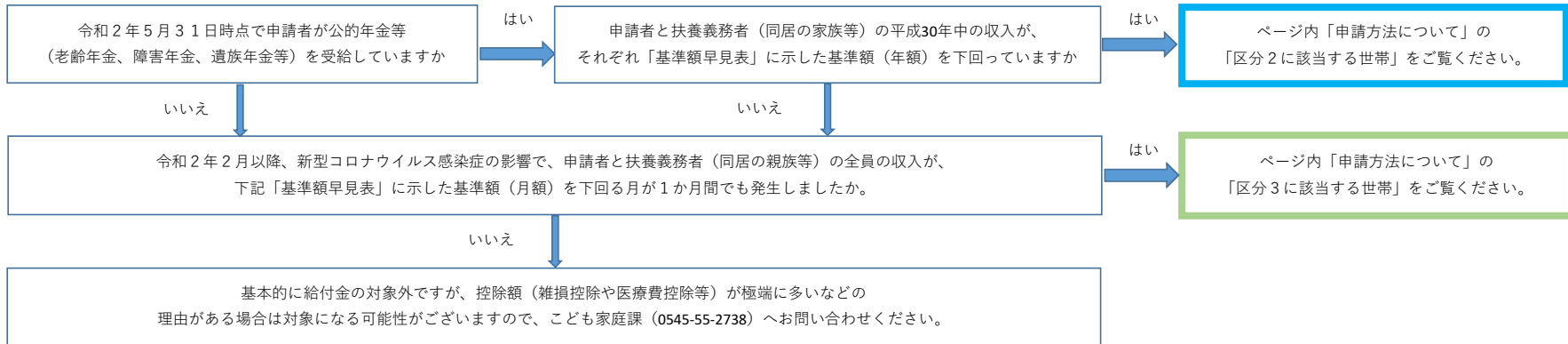
●現在児童扶養手当を受給されていない方

まず、ひとり親臨時特別給付金の申請日時点で児童扶養手当の受給資格があるかの確認をご自身で行ってください。

資格要件：◎申請者が18歳未満の児童（または20歳未満で、特別児童扶養手当2級と同程度の障害にある方）を養育しているひとり親で、事実婚のない方

◎申請者が上記と同様の事情にある児童を養育しており、申請者の配偶者が重度の障害である方

◎未成年、遺棄、死亡、拘禁等の事情により、子の父または母に代わり上記と同様の事情にある児童を養育している方 など



<基準額早見表>

扶養人数	基準額(年額)		基準額(月額)	
	申請者	扶養義務者	申請者	扶養義務者
0人	3,114,000円	3,725,000円	約259,500円	約310,400円
1人	3,650,000円	4,200,000円	約304,100円	約350,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円	約343,750円	約389,500円
3人	4,600,000円	5,150,000円	約383,300円	約429,100円
4人	5,075,000円	5,625,000円	約422,900円	約468,750円
5人	5,550,000円	6,100,000円	約462,500円	約508,300円

(参考) 児童扶養手当の資格要件について

- ① 父母が離婚(事実婚の解消含む)した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 棄て子などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ⑨ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童